

改正税法・特集号



CONTENTS

所感	2	中小企業等の少額減価償却資産	8
司法書士より	3	代襲相続とは？	9
法人税改正	4	令和8年度分の	
令和8年度税制改正（所得税）	5	路線価について	10～11
令和8年度税制改正～資産課税の改正～	6	税務・労務カレンダー	12
消費税改正のポイント	7		

所 感

梅雨明けとともに、本格的な夏を迎える季節となりました。皆様におかれましては、日々の業務にお忙しくお過ごしのことと存じます。

令和8年も早いもので半年が過ぎました。この時期は、上半期の業績や資金繰り、経営計画の進捗を振り返る絶好の機会です。年度当初に掲げた目標がどこまで達成できているかを確認し、必要に応じて軌道修正を行うことで、下半期の成果につながります。

一方で、企業を取り巻く環境は依然として先行きが見通しにくい状況が続いています。物価やエネルギー価格の動向、人手不足の深刻化に加え、海外では中東情勢をはじめとする国際情勢の緊張が続き、企業活動にもさまざまな影響を及ぼしています。不確実性が高まる時代だからこそ、日頃から財務状況を把握し、変化に対応できる経営体制を整えておくことが重要となります。

このように人手不足や物価高への対応が求められる中、中小企業経営強化税制や中小企業投資促進税制、さらには省力化投資補助金など、設備投資や生産性向上を後押しする支援制度が引き続き設けられています。設備更新を予定されている企業は、こうした制度を活用できないか事前に確認することをお勧めします。

私どもは、税務申告だけでなく、経営に関する身近な相談相手として、皆様のお役に立てる情報提供を心掛けてまいりますのでお気軽にご相談ください。

暑さが厳しい季節となりますので、どうぞご自愛いただき、実り多い夏をお過ごしください。



公認会計士・税理士 森 弘毅





コンビニで住民票を取ってみた



久しぶりの〇〇してみたシリーズ。今回は「コンビニでマイナンバーカードを使って住民票を取ってみた」です。お客様からもコンビニで取得した住民票や印鑑証明書を預かるケースが増えておりますが、私の住む太田市では今ならなんと 10 円で取ることができるのです。

きっかけは、とある信用金庫からのお知らせ。

「長い間使っていませんけど忘れていませんか」というもの。ええ、ええ、忘れていませんでしたよ、ただ見て見ぬふりというかそのままにしておいただけです…などと心の中でぼやきつつ、仕事で開設したとはいえ、もうご依頼もなさそうなのでこの際解約してしまおうかと解約手続きについて取扱店に電話してみた。通帳とカードと届出印とマイナンバーカードを持っていけばどこの支店でも解約できると教えてくれたが、住所も名前も変わっていると伝え、運転免許証があればよいですとの回答。そうは言うものの 19 年前に変わっているから免許証には変更の記載はないからこの免許証ではだめだと言われ出直しになる可能性大である。住民票と戸籍謄本もあったほうが安心である。



さて、意気揚々とコンビニのコピー機へ。行政センターに訪れた際、流れていたコンビニでの住民票の取得方法の映像をさんざん見ていた。映像でも簡単と言っていた。マイナンバーカードを出して、画面を覗いて…覗いて…、ん？選択肢がいっぱいある。どれ？ようやくそれらしき「行政サービス」という文字を見つけて、これか！とタッチ。正解したらしい。読むのに時間がかかりそうな説明とかを承諾して、「マイナンバーカードをセットしてください」と出てきた（たしかそんな文言）。どこにセット？画面の外になんか緑色に光っているところがあったのでマイナンバーカードをかざしてみた。すると、大きいビックリマーク「！」が表示され「読み込めません」。終了ボタンしかなく、また最初からやり直し。

はいはい、行政サービスね、よくわからないけど承諾して、今度はマイナンバーカードの QR コードが読めるようにかざしてみた。大きいビックリマーク「！」が表示され「読み込めません」。最初に戻って、今度は、マイナンバーカードの黒いところが読めるように横にかざすのではなく直に載せてみた。またもや大きいビックリマーク「！」が表示され「読み込めません」。“マイナンバーカードをセットしてください”またお前か！（この詳細は令和 3 年 10 月号『えん』にて）。「最初に戻って、じゃあ、こっちの金色のところかい？と IC チップみたいなのが入るようにカードを直置きにする。「暗証番号を入力してください」と次画面に進んだ。直置き IC チップが正解だったのか！それならそうと最初から書いておけ！



戸籍謄本も取ろうとしたら、後ろで待っている女性がいらしたので先に譲ったところあつという間にいとも簡単に何かを取っていた。天才か！ 気を取り直して戸籍謄本を取ろう。今度は慣れたものだ。なんだかんだやったら最後に 450 円と表示されたので、取るのをやめた。10 円は住民票と印鑑証明書だけだった。10 円じゃなければ行政センターのほうが楽だと思うアナログ人間であった。



法人税改正



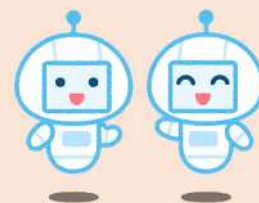
令和8年度税制改正では、「強い経済」の実現に向けた対応として、大胆な設備投資の促進に向けた税制措置が創設されます。租税特別措置の適正化の観点から、賃上げ促進税制の見直しや研究開発税制の強化等が行われます。

1. 特定生産性向上設備等投資促進税制の創設（減税）

大規模かつ高付加価値の投資を促進するための措置として、すべての業種を対象とし、即時償却または高い控除率による税額控除を適用できる新たな投資促進税制として創設されます。

2. 研究開発税制の拡充（減税）

従来の制度に加え、新たに AI・先端ロボット等が対象となる「戦略技術領域型」が創設されました。



3. 賃上げ促進税制の見直し（増税）

大企業向けの措置は、適用期限（令和 8 年度末）を待たず令和 7 年度末をもって廃止となります。中堅企業向けの措置は、要件を見直し、適用期限をもって廃止となります。

4. 関連者間取引に係る書類の整理保存の特例の創設

企業グループ間で特定の取引を行う内国法人に対し、当該企業グループ間取引の正確な実態把握を目的として、当該取引の詳細がわかる一定の書類の取得・作成及び保存を義務付ける制度が導入されます。

5. 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の延長・見直し（減税）

物価上昇の現状を踏まえ、中小企業者等の少額減価償却の取得価額の損金算入の特例の対象となる減価償却資産の取得価額の基準が引き上げられ、適用期限が 2029 年 3 月 31 日までの 3 年について延長されます。

内容は、対象資産の取得価額基準が 40 万円未満、適用除外となる常時使用される従業者数が 400 人超と改正されました。



中島 良典

令和 8 年度税制改正（所得税）



1 年収の壁の引き上げ（減税）

① 基礎控除の引き上げと 2 年間の時限措置

合計所得金額が 2,350 万円以下である個人の基礎控除額が 58 万円から 62 万円に、4 万円引き上げられます。また、中・低所得者の基礎控除額が最大 42 万円上乗せされます。

② 給与所得控除の引き上げと 2 年間の時限措置

給与所得控除の最低保証額が 65 万円から 69 万円に、4 万円引き上げられます。

また、2026 年、2027 年の時限措置として、給与所得控除の最低保証額が 5 万円上乗せされ 74 万円になります。



※上記①、②により年収の壁が 178 万円まで引き上げられます。

2 マイカー通勤、食事の支給に係る所得税非課税限度額の見直し（減税）

① マイカー通勤における 1 か月当たりの通勤距離に応じた非課税限度額の上限が、38,700 円から 66,400 円まで引き上げられました。

② 食事の支給による経済的利益に係る 1 か月当たりの非課税限度額が 3,500 円から 7,500 円に引き上げられました。

③ 深夜勤務に伴う夜食分金銭の 1 回あたりの非課税限度額が 300 円から 650 円に引き上げられました。

※物価上昇に伴う税負担の増加を軽減するための措置が講じられています。

その他

3 NISA の拡充 ・ ・ ・ 「こども NISA」 の創設（減税）

4 極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置の見直し ・ ・ ・ （増税）

5 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置 ・ ・ ・ 「防衛特別所得税」 の創設

などについての改正がなされています。

今泉 典子



令和 8 年度税制改正～資産課税の改正～

1. 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の終了

直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、適用期限(令和 8 年 3 月 31 日)が延長されず、廃止となりました。

2. 事業承継税制に係る特例承継計画等の提出期限の延長

個人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度及び非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度について、本制度を適用するにあたって、承継計画を 令和 8 年 3 月 31 日までに提出する必要がありましたが、提出期限がそれぞれ延長されます。

〔個人版事業承継税制〕

改正前	改正後
令和 8 年 3 月 31 日まで	令和 10 年 9 月 30 日まで

〔法人版事業承継税制〕

改正前	改正後
令和 8 年 3 月 31 日まで	令和 9 年 9 月 30 日まで

3. 貸付用不動産の相続税等評価方法の見直し

被相続人または贈与者が相続開始前または贈与前 5 年以内に対価を伴う取引により取得または新築をした一定の貸付用不動産については課税時期における通常の取引価格に相当する金額によって評価されます。

4. 固定資産税・不動産取得税の免税点の見直し（減税）

物価高への対応として固定資産税・不動産取得税の免税点が引き上げられます。

なお固定資産税の土地の免税点は改正されません。

固定資産税については 2027 年以降に取得した固定資産税から、不動産取得税については 2026 年 4 月 1 日以降に取得した不動産から適用されます。

渡邊 奈央美



免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置の見直し

・改正の背景

令和5年10月1日に開始されたインボイス制度については、制度の定着をより確実なものにする観点から、免税事業者等からの課税仕入れに係る仕入税額控除の経過措置について、予定されていた段階的な縮小がさらに緩やかになるよう、「適用期間」と「控除可能割合」に関する見直しが行われました。

1. 経過措置の見直し（改正前・改正後比較）

期間	改正前	改正後
2023.10.1～2026.9.30	80%	80%
2026.10.1～2028.9.30	50%	70%
2028.10.1～2029.9.30	50%	50%
2029.10.1～2030.9.30	控除不可	30%
2030.10.1～2031.9.30	控除不可	30%
2031.10.1～	控除不可	控除不可

※控除可能割合とは、免税事業者等からの課税仕入れについて仕入税額控除が認められる割合です。

2. 控除可能割合の推移（イメージ）

2023.10～	2026.10～	2028.10～	2030.10～	2031.10～
80%	70%	50%	30%	控除不可

【改正のポイント】

改正前は80%→50%→控除不可と縮小する予定でしたが、改正後は80%→70%→50%→30%→控除不可となり、控除可能割合の縮小が段階的に緩やかになります。

3. 事業者への影響と対応ポイント

- ・取引先がインボイス発行事業者かどうかを確認する。
- ・取引時期に応じた控除可能割合を正しく把握する。
- ・控除できない部分による消費税負担への影響を確認する。
- ・必要に応じて取引条件や請求書対応を見直す。



4. まとめ

今回の見直しにより、免税事業者等からの課税仕入れに係る仕入税額控除は、急激な縮小を避けるため、より緩やかな段階で縮小されることとなりました。

今後もインボイス制度への対応状況を確認し、適切な消費税処理を行うことが重要です。ご不明点がございましたら、弊社事務所までお気軽にお問い合わせください。

藤生 将太郎

～中小企業等の少額減価償却資産の取得価額の

損金算入の特例の延長・見直し～

近時の物価上昇の現状を踏まえ、中小企業者等の少額減価償却資産の取得金額の損金算入の特例の対象となる減価償却資産の取得価額の基準が引き上げられ、適用期限が2029年3月31日までの3年について延長されます。

項目	改正前	改正後	実務への影響・ポイント
単体取得価額	30万円未満	40万円未満	高性能PCやサーバー等即時経費化が可能に
従業員数要件	500人以下	400人以下	従業員数 401 人～500 人の法人は対象外に
適用期限	令和8年3月31日	令和11年3月31日	3年間の延長が決定しました

年間合計の上限「300万円まで」は据え置きです。1台あたりの上限が上がったため、枠を早く使い切る可能性があり、計画的な枠の管理が必要となります。



砂場 潤子

その画像、使っても大丈夫？

ホームページや SNS などに使用する画像や音源を探すとき、インターネットで検索をして探したことはないでしょうか？

この写真、素敵だから使いたいなと思っても、写真やイラストなどの画像や音源などには著作権が発生します。

検索して出てきたものはもしかしたら、使用を許可していないものや有料のものなど、著作権フリーの素材ではないかもしれません。

フリー素材や無料のものであっても、規約や条件があったりと、知らないまま使用してしまうと、規約違反などのトラブルに発展してしまう可能性があります。

ネットや SNS など、不特定多数の人が見るところに使用するものは特に注意が必要です。

使用したい写真やイラスト、音源などがあつた際は、使用しても大丈夫かをよく確認し、正しく使用しましょう！

長谷川 美香



1:35 / 3:40





代襲相続とは？

被相続人の子や兄弟姉妹が、被相続人よりも先に亡くなっていた場合に、その直系卑属(子など)が代わって被相続人の相続人となる制度です。

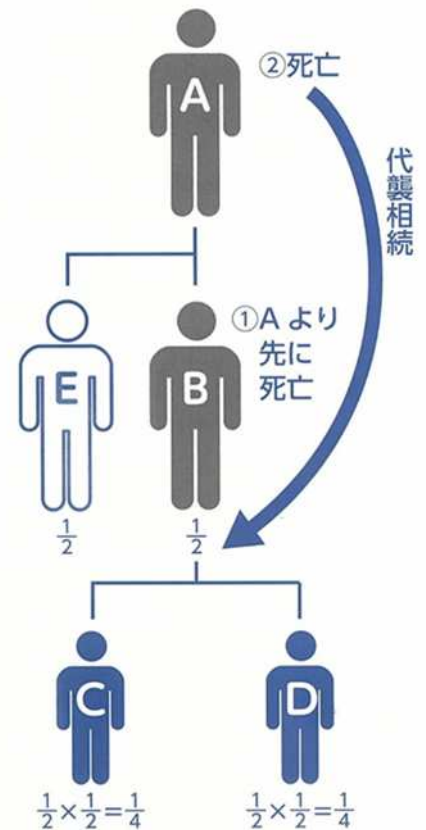
具体例を挙げてみましょう。

図の A が死亡する前に B が死亡してしまっている場合を考えてみます。この場合、被相続人 A の相続については、B の子(つまり被相続人 A にとっての孫)である C や D が、B に代わって A の財産を相続することを民法は認めています。(A の子 B は既に死亡しているため A の相続人とはなりません)

このときの C と D の相続分は、元々の B の相続分を引き継ぎ、2人でその相続分を分け合うことになります。図で見ますと、B にまだ健在の実弟 E がいますので C、D、E の法定相続分はそれぞれ3分の1ずつではなく、まず B と E で2分の1ずつを分け合い、更に B の2分の1の法定相続分を C と D が半分、つまり4分の1ずつ分け合うことになります。(民法 901 条)

(参考文献:民法の基礎知識 Q&A. 税務研究会)

依田 一恵



かき氷で一息

連日のテレビやニュースでは熱中症への注意喚起が報じられるようになり、いよいよ夏本番の訪れを感じております。

これからの厳しい暑さを前に、涼を求めて足を運んでいただきたいかき氷屋さん
埼玉県熊谷市にある「茶の西田園 妻沼本店」様をご紹介します。

昨年こちらで「濃厚抹茶あずきミルク」を初めていただき、抹茶の濃厚な美味しさに大変驚かされました！ふわっとした氷にかかった抹茶のお味が本当に濃厚で他のお店では頼めなくなるんじゃないか！？と思うような美味しさでした。

他にもほうじ茶や玄米茶、いちごみるく、日替わりのメニューもありました。

私は今年、ほうじ茶かき氷をいただこうかな。と、密かな楽しみにしています♪

国宝・妻沼聖天山近くにあり、参拝後の一休みにもぴったりな落ち着いたお店です。ぜひご賞味ください。

小林 有莉歩



店舗名:茶の西田園 妻沼本店
 所在地:〒360-0201
 埼玉県熊谷市妻沼 152

令和 8 年度分の路線価について



令和 8 年度分の路線価が公表されましたね。

「今年も全国一高かったのは、東京都中央区銀座 5 丁目にある文具店『鳩居堂』前…」
なんて、毎年恒例となっているニュースを耳にした方も多いのではないのでしょうか。

このニュースで話題になる「路線価」とは、いったい何のためのものなのでしょうか。

一言でいうと、相続税や贈与税を計算する際に、土地の価値(評価額)を測るための基準となる金額です。路線価は、毎年 1 月 1 日時点の「地価公示価格」の 8 割程度を目安に設定されます。主に市街地にある道路(路線)に価格がつけられており、その道路に面した土地を評価する時に使われます。

最新の発表によると、全国平均の路線価は 5 年連続で上昇しているようです。都市部を中心に土地の価格が上がり続けているということは、私たちの生活にも影響を及ぼします。「うちは大金持ちではないから相続税なんて無縁だ」と思っている、親から引き継いだ実家の土地が値上がりしている場合、相続税の「基礎控除額(3,000 万円 + 600 万円 × 法定相続人の数)」をあっさりと超えてしまうケースが出てくるかもしれません。特に都心部や再開発が進むエリアに土地をお持ちの方は、注意が必要です。

この路線価を使って土地を評価する方法を「路線価方式」と言います。国税庁のホームページで公開されている「路線価図」を開くと、地図上の道路に「400C」や「250D」といった数字とアルファベットが記されています。この数字は千円単位を表しており、「400」であれば、その道路に面した標準的な宅地 1 m²あたり 40 万円の価値があるという意味になります。(ちなみにアルファベットは、土地を借りている場合の権利割合を示す「借地権割合」です)。



もし、ご自宅が 1 本の道路に面したシンプルな正方形や長方形の土地であれば、計算はとても簡単です。【路線価(1 m²あたり) × 土地の面積(m²)】これだけで、おおよその土地の相続税評価額を割り出すことができます。ただし、路線価を見るタイミングには一つの注意点があります。路線価は「相続が開始した(亡くなった)日」が属する年度のものを使います。路線価は毎年 7 月初めに最新版が公表されるため、1 月から 6 月までの間に相続が発生した場合は、7 月に最新の路線価が発表されるまで正確な税額計算を待たなくてはなりません。

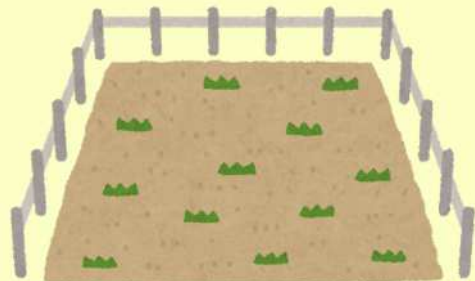
時を同じくして、国税庁からは「評価倍率表」というものも発表されています。こちらは、主に郊外や農村部など、路線価が定められていない地域の土地を評価する際に使用するものです。

この「倍率方式」による評価は非常にシンプルです。毎年 6 月ごろに市役所などから届く「固定資産税の課税明細書(通知書)」に記載されている「評価額」に、評価倍率表に定められた倍率(1.1 倍など)を掛けるだけで計算できます。

実は、固定資産税評価額というのは、地価公示価格の「7 割程度」を目安に設定されています。一方で、先ほどの路線価は「8 割程度」でした。そのため、評価倍率表に書かれている倍率は「1.1 倍」前後になっていることが多く、固定資産税評価額を 1.1 倍することで、路線価と同じ「8 割程度」の基準に揃える仕組みになっているのです。

ここまで基本的な計算方法をお伝えしましたが、実際の土地評価は一筋縄ではいきません。道路から奥に細長い土地(奥行価格補正)や、L字型などのいびつな形の土地(不整形地補正)、崖地が含まれる土地などは、使い勝手が悪い分、評価額を「減額」できるルールがあります。逆に、2つの道路に面している角地などは、利便性が高いため評価額が「加算」されます。また、他人に土地や建物を貸している場合は、借地権や貸家建付地としての評価減が適用されます。

このように、土地の評価の方法は非常に細かく、100坪の土地があれば100通りの評価額があると言われるほど専門的な知識が必要です。「うちの土地はいくらになるのだろう?」「将来、相続税がかかるリスクはあるのかな?」と少しでも気になった方は、まずは国税庁のホームページでご自宅周辺の路線価を確認してみたいかがでしょうか。そして、より正確な価値を知り、効果的な節税などの相続対策を検討したい場合は、税理士などの専門家へ相談してみることをおすすめします。



税理士 武井 秀樹



～科学的に証明されたすごい習慣大百科～



本書は、気合いや精神論は、一切ナシ。代わりに心理学、行動経済学、脳科学などの研究をベースに

「もっとラクに、もっと自然に、習慣化できる方法」を集めた一冊となっております。

人生が変わるテクニック112個紹介されている中で、印象的だったのが

・朝起きたら楽しかった記憶を思い出す

→朝、寝起きのタイミングで美しい記憶や楽しかった記憶を思い出すようにする。“たのしかったなあ”と

思い出すだけでストレスホルモンが減り、うつ病のリスクを低下してくれるそうです。

これなら三日坊主になりがちな私でも続けられそうです。

このように普段の生活に取り入れやすい、小さな習慣が紹介されていて、とても読みやすいのでオススメです。

砂場 潤子



税務・労務カレンダー

	税務	労務
8月	☐ 7月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付……………8月10日(月)まで ☐ 6月決算法人の確定申告と納税……………8月31日(月)まで ☐ 12月決算法人の中間(予定)申告……………8月31日(月)まで	☐ 7月分の社会保険料の口座振替日……………8月31日(月) 

- ・災害シーズンに備えて、緊急時の行動基準を周知・徹底するとともに、非常用薬品の常備、重要持出し書類の表示・区分保管、緊急連絡体制の整備など、防犯対策の見直しを行いましょう。
- ・暑さによる疲労がたまりがちなので、従業員の健康管理に注意を払いましょう。

9月	☐ 8月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付……………9月10日(木)まで ☐ 7月決算法人の確定申告と納税……………9月30日(水)まで ☐ 1月決算法人の中間(予定)申告……………9月30日(水)まで	☐ 労働保険料の口座振替日(全期・第1期)……………9月7日(月) ☐ 8月分の社会保険料の口座振替日……………9月30日(水) ☐ 7月に提出した標準報酬月額算定基礎届に基づいて決定された新しい標準報酬による保険料の適用
----	---	--

- ・7月に提出した算定基礎届に基づいて9月分からの新しい標準報酬決定通知書が所轄の年金事務所(又は健保組合)から送付されてきます。通知が届いたら各人に新標準報酬月額を通知するとともに、10月支給の給料からの徴収に備え、賃金台帳等に移記しておきましょう。
- ・秋の交通安全運動に伴い、改めて安全運転を呼びかけましょう。

10月	☐ 9月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付……………10月13日(火)まで ☐ 8月決算法人の確定申告……………11月2日(月)まで ☐ 2月決算法人の中間(予定)申告……………11月2日(月)まで	☐ 9月分の社会保険料の口座振替日……………11月2日(月) ☐ 労働保険料の分割納付期限(第2期)……………11月2日(月) ☐ 労働者死傷病(軽度)報告(7月～9月分)の提出期限……………11月2日(月)
-----	---	---

- ・全国労働衛生週間に伴い、労働衛生に対する意識を高め、労働衛生管理活動を展開しましょう。
- ・健康診断を実施する場合は、受診予定者を最終確認するとともに、受診の周知徹底を図りましょう。
- ・税務署は7月から新しい事務年度に入り、秋口から税務調査が本格化します。いつ税務調査を受けても対応できるように、証拠資料などを整理しておきましょう。

森・米澤・古川
合同事務所

税理士法人 森会計事務所
森 弘毅 公認会計士事務所
米澤 智子 司法書士事務所
古川 社会保険労務士事務所

群馬県邑楽郡大泉町坂田4丁目20番22号
TEL 0276-63-6011
FAX 0276-63-6056
URL <http://www.morikaikei.jp/>



楽しい 給与計算

余計な機能を省き、
“シンプルで使いやすく”を徹底的に追求した
クラウド型カンタン給与計算ソフト。

顧問先の皆様に、MyKomon(マイコモン)をご紹介させて頂き、数年経過しています。

その中でも人気の機能を1つご紹介いたします。

給与計算が簡単に完了できる「楽しい給与計算」というクラウドツールです。

【シンプルで使いやすい】を徹底的に追及され作られておりますので、パソコンに不慣れな方でも直感的に迷わずに操作できます。

毎月の給与計算プロセスを3ステップで完了させます。

STEP

1

勤怠データ・給与データを登録

STEP

2

社会保険料・所得税は
ワンクリックで自動計算

健康保険料	介護保険料	厚生年金等	雇用保険料	所得税	住民税	年末調整	社会保険料合計
13,860		25,620	951	6,930	11,000		40,431
共済費							控除合計額
1,000							59,361

STEP

3

PDF でキレイな給与明細書をダウンロード

スマートフォンからも閲覧可能です！

普通のコピー用紙に
印刷可能！

印刷して完了！

令和2年2月分給与明細書						
出勤日数	出勤日数	欠勤日数	有休日数	有休残日数	代休日数	特休日数
	16	1	1	4	2	2
	労働時間	普通残業時間	深夜労働時間	休日労働時間	遅刻早退回数	遅刻早退時間
	20	20:30	0:30	9:00	1	0:30
	時間外手当	通勤手当		住宅手当		
	280,000	79,800	12,800		5,000	
控除	健康保険料	介護保険料	厚生年金等	雇用保険料	所得税	住民税
	10,800		20,130	1,133	6,440	12,000
	厚生費					
	3,000					
合計	支給合計額	控除合計額	差引支給額			累計課税支給額
	377,600	53,593	324,007			649,800
お疲れ様でした。						

最近では、子ども子育て支援金等が導入され、社会保険料の計算が複雑になってきております。所得税・社会保険料等を【楽】に【正確】に、計算したい場合はうってつけです！

ご興味がありましたら、当事務所または担当者までお問い合わせください。

森 理英子